

日本振興銀行株式会社の元経営者に対する責任追及訴訟の判決について

平成 28 年 9 月 29 日
株式会社整理回収機構

本日、東京地方裁判所民事第 8 部は、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」という。）の元役員に対して提訴した損害賠償請求訴訟（事件 1）及び元役員の親族らに対して提訴した詐害行為取消訴訟（事件 2）において、いずれも当社の請求を概ね認める判決を言い渡した。

事件 1 は、日本振興銀行が、株式会社 SFCG（以下「SFCG」という。）から合計約 460 億円の商工ローン債権を買い取るに当たり、買取債権は債務不履行となるリスクが高く、利息制限法の上限利率を超えるものが多数を占めていたにもかかわらず、当時同銀行の役員であった被告 7 名が、買取債権についてデューデリジェンスが行われていなかったこと及び同銀行に対して保証債務等を負っていた SFCG の信用力に重大な疑念があることを認識しながら、これを額面金額で買い取ることを漫然と承認したことにより、その相当部分を回収不能にさせ、同銀行に損害を与えたとして、同銀行から損害賠償請求権を譲り受けた当社において、会社法 423 条 1 項の任務懈怠責任に基づく損害賠償の一部として 50 億円を請求したというものである。7 名の被告のうち、既に請求を認諾した 3 名と裁判上の和解が成立した 3 名を除く、元取締役であった 1 名について訴訟が係属していた。

事件 2 は、日本振興銀行の元取締役が元妻に対して行った合計 2 億円の贈与及び実弟に対して行った 1 億 6250 万円の株式代金の支払が、いずれも民事責任の追及を逃れるために行われた詐害行為であるとして、元妻ら 2 名を被告として、各行為の取消しと各金員全額の返還を求めたものである。

以上